

# 社団法人 佐倉青年会議所 役員選任の方法に関する規程

## 第 1 章 目的

第 1 条 本規定は、社団法人佐倉青年会議所(以下「本会議所」という。)の次年度の役員(理長、副理長、理事、監事、アドバイザー)の選出の方法を定めたものである。

## 第 2 章 理事長・監事・選出委員及び理事の 選出のための選挙管理委員会

第 2 条 理事長・監事の選出委員及び理事を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として、選挙管理委員会を置く。(以下選挙管理委員会と称する)

第 3 条 選挙管理委員会は、委員長 1 名、委員 4 名の定員 5 名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから、当該理事長が理事会の承認を得て、毎年 3 月 31 日迄に各々指名により選出する。委員の欠員を生じたときは、その補充は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第 4 条 選挙管理委員会の任期は 4 ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延期することができる。

第 5 条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員を代表して、選挙の管理及び執行に関して責に任ずる。

第 6 条 選挙管理委員会の議事は全委員の総意をもってこれを決する。

## 第 3 章 理事長・監事の選出委員会

第 7 条 次年度の理事長及び監事を選出するために理事長・監事選出委員会を置く。  
(以下選出委員会という)

第 8 条 選出委員会は現在の理事及び理事経験者 7 名によって組織され、委員長は現在の理事長がこれにあたる。

第 9 条 6 名の選出委員は 4 月の例会出席正会員により 3 名連記無記名投票によって選出する。なお最低位同得票の場合には、選挙管理委員の合議により決する。

第 10 条 選出委員会の被選挙人は理事経験者で 3 月 31 日現在において正会員であるものとする。

#### 第 4 章 理事長・監事の選出

第 11 条 選出委員会は、委員全員の合意によって次年度の理事長 1 名及び監事 2 名を選出する。ただし委員会は 5 分の 4 以上の委員の出席を要し選出委員会の総意により決定する。尚、組織が信頼を受け円滑に運営される為、選出委員会は、この場において次々年度の理事長候補について、討議しておくことが望ましい。

第 12 条 前条のより選出される次年度の理事長及び監事は、当該年度の 3 月 31 日現在において正会員たることを要する。ただし下記に掲げるものは被選挙人になり得ない。

- (1) 会費の納入を遅滞しているもの
- (2) 次年度において正会員の資格なきもの
- (3) 理事経験なきもの

第 13 条 選出委員会は第 1 条により選出された次年度の理事長・監事の氏名を遅くとも 6 月の理事会に通知しなければならない。

#### 第 5 章 理事選挙

第 14 条 次年度の理事(理事長を除く)のうち 5 月 31 日現在の正会員数の 10% (整数)の理事は正会員の直接選挙により選出する。(以下公選理事という)

第 15 条 5 月 31 日現在の正会員は次年度の公選理事の選挙権を有する。ただし、会費の納入を遅滞しているものを除く。

第 16 条 5 月 31 日現在の正会員は次年度の公選理事の被選挙権を有する。ただし下記に掲げるものは除く。

- (1) 本年度を含めて過去 2 ヶ月連続して役員地位にあるもの

- (2) 選出委員会において、次年度の理事長及び監事に選出されたもの
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの
- (4) 会費の納入を遅滞しているもの
- (5) 過去1年間出席率60%以下のもの

第17条 選挙管理委員会は正会員の資格を調査し、選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、6月理事会後迄に5日間本会議所に備え付けて、正会員の従覧に供しなければならない。尚、公選理事は7月末日までに決定・公表しなければならない。

第18条 前条名簿に脱漏又は誤載があった場合は、当該有権者において従覧期間中に理由を記載した文書をもって選挙管理委員会に異議を申立てることができる。異議申立があった場合、委員会はすみやかにこれを調査し、異議を認めた場合は、選挙人名簿、被選挙人名簿への追加、或いは更生を異議申立日より5日以内にこれをなし、且つ、遅滞なくその決定を通知しなければならない。ただし、従覧期間終過後の異議申立ては認めない。

第19条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前迄に到着するように有権者に交付もしくは送付しなければならない。且つこのとき迄に選出委員によって選出された次年度の理事長及び監事の氏名を有権者に通知することを要する。

第20条 投票は有権者1名につき1票とする。而うして、選挙すべき理事の数だけ連記し、無記名でもって郵送により行う。選挙すべき理由の数より多く記載されたものは無効とする。郵送は普通郵便によるものとし投票日迄の消印のあるものを有効とする。その他投票の有効・無効は選挙管理委員会に一任する。

第21条 開票は選挙管理委員会及び現在の理事の立合の上、これを行わなければならない。

第22条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合は、選挙管理委員会及び現在の監事の立合の上当該得票者の当選順位を現在の理事長の抽選により決定する。

第23条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の氏名を理事会及び正会員に通知しなければならない。

## 第6章 理事及び副理事長の指名選出

第 24 条 次年度の理事長は、前章に定める理事選挙によりその当選者が確定した日から 7 日以内に残りの理事及びアドバイザーを指名により選出する。

次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の 5 月 31 日現在における正会員たることを要する。

但し、下記に掲げるものは被選者となり得ない。

- (1) 選出委員会において監事に選出されたもの
- (2) 第 5 章に定める理事選挙により当選が確定したもの
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの
- (4) 会費の納入を遅滞しているもの

第 25 条 次年度の理事長は前章の理事の指名選出後、直ちに選挙により選出された理事及び指名により選出された理事の全員の中から次年度の副理事長 3 名又は 4 名を指名により選出する。

第 26 条 次年度の理事長は選出された次年度の理事及び副理事長の氏名を当該年度中に開催される総会の前迄に理事会に通知しなければならない。

## 第 7 章 通知・報告・承認

第 27 条 現在の理事長はこの規程の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名をすみやかに全会員に通知しなければならない。

第 28 条 現在の理事長は当該年度中に開催される総会に於て 選出された次年度の役員を改めて報告するとともに役員の選出の経過の概要を説明し承認をえなければならない。

## 第 8 章 役員の補充選任

第 29 条 この規程によって選出された役員に欠員が生じその補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。現在の理事長は、役員の補充選任が行われた以後、最初の総会において役員の選任に関する経過の概要を説明し総会の承認を得なければならない。

細 則

第 30 条 この規程の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

#### 附 則

1. この規程は昭和 51 年 4 月 11 日より施行する。ただし、第 16 条第 5 号は昭和 52 年 4 月 11 日より施行する。
2. この規程は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。